

西之表市

結婚を祝福し、

夫婦の新しい人生を

応援します!!

結婚祝金 **10** 万円
1 夫婦

婚姻の届出日は令和7年4月1日以降
申請は原則婚姻の届出日から12か月以内



申請・お問合せ

西之表市役所3階 地域支援課 協働推進係

TEL: 0997-22-1111 (代)

メールアドレス:

shiminkatudo@city.nishinoomote.lg.jp

新婚生活を応援します！

事業概要

（交付対象者）

結婚祝金の交付を受けることができるものは、婚姻の届出を行った夫婦で次のいずれにも該当するものとします。

- （１）結婚祝金の申請日において、夫婦双方が本市に住所を有し、居住しているもの。
- （２）結婚祝金の申請日において、夫婦いずれかが本市に１年以上継続して住所を有しているもの。
- （３）結婚祝金の交付の決定を受けてから、夫婦双方が継続して５年以上本市に居住する意思を有するもの。
- （４）夫婦のいずれも過去に本市結婚祝金の交付を受けていないもの。
- （５）夫婦双方が市税等の滞納がないこと。
- （６）居住地の自治会に加入していること。
- （７）夫婦双方が暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力と関係を有するものでないこと。

（結婚祝金の額）

結婚祝金は、１夫婦につき**１０万円**とします。

（申請期限）

婚姻の届出日から１２か月以内

ただし、本市への転入日から婚姻日までが１か月に満たない場合又は婚姻日から本市への転入日までが１か月に満たない場合は、婚姻の届出日から１３か月以内の申請ができるものとします。

申請に必要な書類

- 西之表市結婚祝金交付申請書兼請求書
- 婚姻日が記載された戸籍謄本（夫婦双方が外国籍の場合、婚姻届の受理証明書）
- 住民票（夫婦双方の住所及び住定年月日が記載されたもの）
- 完納証明書（夫婦双方のもの）
- 自治会加入証明書
- その他市長が必要と認める書類